

第 6 編 財務(大月都留広域事務組合財務規則)

第 1 章 予算・会計

○大月都留広域事務組合財務規則

(平成 12 年 11 月 27 日規則第 1 号)

大月都留広域事務組合財務規則(平成 6 年規則第 6 号)の全部を改正する。

第 1 条 大月都留広域事務組合の財務規則は、組合長の所属する市の財務規則を適用する。

第 2 条 前条の規定にかかわらず、組合長が必要と認めたものは別に定める。

附 則

この規則は、平成 12 年 12 月 1 日から施行する。